

種苗法施行規則の一部を改正する省令の概要

令和 6 年 3 月
農 林 水 産 省
輸出・国際局知的財産課

1 改正の趣旨

種苗法（平成 10 年法律第 83 号。以下「法」という。）第 2 条第 7 項において、農林水産大臣は農林水産省令で定める区分ごとに農林水産植物（以下「植物」という。）について品種登録の審査の指標となる重要な形質を定めることとしている。種苗法施行規則（平成 10 年農林水産省令第 83 号。以下「規則」という。）第 1 条に基づく別表第 1 は、その区分及びこれに属する植物を定めている。

また、法第 5 条第 1 項において、品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願に係る品種の属する「植物の種類」等を記載した願書を提出することとしている。当該「植物の種類」は、規則第 5 条第 1 項に基づき、規則別表第 2 において定められた学名及び和名を記載することとされている。

今般、出願品種の品種登録特性審査に対応するため、規則別表第 1 の「植物の区分」及び別表第 2 の「植物の種類」の追加、変更等を行う。

あわせて、出願品種の審査を受けるに当たって必要な栽培試験に係る手数料の新設等を行うため、規則第 11 条の 3 第 2 項に基づく別表第 3 の 3 の改正を行う。

2 改正の内容

(1) 植物について定める区分の追加等（規則別表第 1 関係）

新たに重要な形質を定める必要がある植物の種類に係る区分を新設するとともに、各区分に属する植物の追加、変更等の改正を行う。

(2) 出願品種の属する植物の種類追加等（規則別表第 2 関係）

今般、新たな植物の品種登録出願があった場合等に対応するため、新たな植物の種類について学名及び和名を定めるとともに、既に規定されている植物の学名及び和名の変更等の改正を行う。

(3) 栽培試験の手数料を定める区分の追加等（規則別表第 3 の 3）

今般、新たに重要な形質を定める必要がある植物の区分について、特別な試験を要する重要な形質ごとに、栽培試験に係る手数料の新設及び変更を行うとともに、既に規定されている重要な形質の変更等の改正を行う。

3 施行期日

令和 6 年 3 月 1 4 日（公布日施行）